

別紙 1－1

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備事業のうち収益性向上対策)

第1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象の基準及び補助率については別表1のとおりとする。

1 施設等の整備

要綱第4の1の(2)の畜産クラスター計画に基づき、第3の取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する次の(1)から(5)までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備(整備の後、要綱第4の1の(3)の中心的な経営体に貸し付ける場合を含む。)に要する経費の一部を補助する。

ただし、施設等の整備を行う場合には、整備の結果、生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上又は労働時間等が低減することを要する。

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設
- (3) 自給飼料関連施設
- (4) 畜産物加工、展示・販売施設
- (5) (1)から(4)までの施設の補改修

2 家畜の導入

畜産クラスター計画に基づき、取組主体が、中心的な経営体であって第5の2に定めるものに対し、1の(1)の施設と一体的に貸し付ける家畜の導入経費の一部を補助する。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱第4の1の(1)の畜産クラスター協議会とする。

第3 取組主体

本事業の取組主体は、次の(1)から(10)までのいずれかに該当する者であって、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有するものとする。

(1) 畜産を営む者であって、次のア又はイに該当するもの

ア 事業実施年度から3年を超えない範囲内で(2)から(4)までのいずれかの法人になる計画を有すること

イ 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当すること

(ア) 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条に規定する青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること

(イ) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること

(ウ) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(ア)及び(イ)に

該当することについて、都道府県知事が特に認めること

- (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (4) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（3）又は（8）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
- (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（寄附行為又は定款において、農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (9) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- (10) 地方公共団体

第4 対象事業ごとの要件

1 施設等の整備に係る要件

- (1) 第1の1の施設等の整備を行う者は、中心的な経営体であって、第3の（1）から（9）までのいずれかに該当する者とする。
- (2) 第1の1の（3）の施設等の整備又は補改修を行う飼料生産組織（TMRセンター、コントラクター等をいう。以下同じ。）は、第3の（2）から（9）までのいずれかに該当する者とする。

2 施設等及び家畜の貸付けに係る要件

第1により整備した施設等及び導入した家畜を貸し付ける場合は、次の要件を満たすことを要する。

- (1) 整備した施設等又は当該整備と一体的に導入した家畜を貸し付ける者（以下「貸付主体」という。）は、第3の（2）から（4）まで又は（6）から（10）までのいずれかに該当すること
- (2) 貸し付ける施設等は次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

- ア 貸付主体が自ら整備し、又は離農者等から買い入れ補改修したものであって、貸付主体が整備した施設等又は当該施設と一体的に導入した家畜を借り受ける者（以下「借受者」という。）に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡し、又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること
- イ 貸付主体が離農者等から借り入れ、補改修した施設であって、借受者に貸し付け、又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること
- (3) 貸付主体が本事業により整備した施設等及び導入した家畜を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること
- (4) 貸付主体が本事業により整備した施設等を借受者に貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること
- (5) 貸付主体が本事業により導入した家畜を借受者に貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合は、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該家畜の貸付期間」により算出される額以内とすること

第5 施設等及び家畜の借受け等に係る要件

本事業において借受者は、次の要件に該当する者とする。

1 施設等の借受者の要件

次の（１）及び（２）のいずれかに該当すること

- (1) 中心的な経営体のうち第3の（１）から（５）までのいずれかに該当する者
- (2) 畜産を営む者（中心的な経営であって、第3に掲げる者を除く。）

2 家畜の借受者の要件

次の（１）から（３）のいずれかに該当すること

- (1) 新たに畜産経営を開始する者又は新たな畜産の経営部門を開始する者であって、原則として、事業実施時に45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれ、かつ、ア又はイに該当する者

ア 研修等により家畜の飼養管理に1年以上従事した経験を有すること

イ 家畜の飼養を開始してから5年以下の者であって、各年度における常時飼養頭数が畜種ごとに次の頭数を下回ること

- | | | |
|----------------|-------|------|
| (ア) 酪農経営：（北海道） | 経産牛 | 30頭 |
| （都府県） | 経産牛 | 15頭 |
| (イ) 肉用牛繁殖経営： | 子取用雌牛 | 5頭 |
| (ウ) 養豚経営： | 子取用雌豚 | 100頭 |

- (2) （１）の要件に該当する者が代表者である新たに畜産経営を開始する法人

- (3) 激甚災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条に規定する災害をいう。）の指定を受け、かつ、180日以上避難勧告等が出された地域内の畜産農家であって、中心的な経営体として経営を再開するに当たり、家畜の導入（施設等の整備を伴わない場合を含む。）を行うことを都道府県知事が特に必要と認めるもの

3 従業員への経営移譲の取組に係る特例

- (1) 第4の1の要件を満たす取組主体が、自ら一定期間経営した後、従業員に経営又は経営内の部門を移譲する際に、本事業により整備した施設等を当該従業員に貸し付け、又は売り渡す取組において、取組主体が満たすべき要件については、第4の2の(1)から(5)までを準用する。
- (2) (1)の従業員は、取組主体の経営に従事し、畜産クラスター計画において当該経営又は経営内の部門を承継する者と位置付けられている者であって、1及び2に定める借受者の要件を満たすこととする。
- (3) (1)の取組において、取組主体が家畜を購入するための経費の一部を補助することができることとし、この場合、取組主体は、従業員へ経営又は経営部門を移譲する際に、整備した施設等と一体的に、当該家畜を当該従業員に貸し付け、又は売り渡すことができる。

第6 目標年度及び成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって実施する場合にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌年度から5年を超えない範囲内で事業実施主体たる畜産クラスター協議会が定めるものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、畜産クラスター計画に基づく取組による収益性の向上効果とし、目標年度における成果目標を次のとおり設定するものとする。

- (1) 大規模経営（外部支援組織を除き、正規雇用者数が常時6人以上（経営主の親、子、兄弟姉妹及び配偶者（以下「家族」という。）を除く。）の経営体、常時農業従事者若しくは家族以外の者が議決権を有する株式会社又は常時農業従事者若しくは家族以外の者を社員に含む持分会社をいう。以下同じ。）にあっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。
 - ア 単位頭羽数当たり販売額の15%以上の増加
 - イ 生産コストの15%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の15%以上の増加
- (2) 中小規模経営（大規模経営以外の経営体をいう。）及び外部支援組織にあっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。
 - ア 単位頭羽数当たり販売額の10%以上の増加
 - イ 生産コストの10%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の10%以上の増加

第7 事業の実施基準

- 1 取組主体が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、

整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- 6 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- 7 第1の2の家畜の導入をする場合にあっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済に確実に加入するものとする。
- 8 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 9 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 10 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、別表1に定める場合を除き補助の対象外とするものとする。
- 11 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 12 第1の1の事業の補助金の要望額は、単年度5億円を上限とする。
- 13 施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。
ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特認事業費又は特例事業費（次に掲げる（1）から（3）の共同利用施設を整備する場合に限る。）を上限として補助対象とすることができるものとする。

- (1) 飼料生産組織のうちTMRセンター
(2) ほ育・育成センター
(3) 堆肥センター

なお、協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因、事業の公共性、整備する施設の特异性等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費	特例事業費
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48千円／㎡	73千円／㎡	88千円／㎡
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 80千円／㎡	120千円／㎡	144千円／㎡
		ほ育育成用 83千円／㎡	126千円／㎡	152千円／㎡
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	69千円／㎡	106千円／㎡	—
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	69千円／㎡	106千円／㎡	—
	ウインドレス鶏舎 (ケージ等附帯部分を除く。)	68千円／㎡	104千円／㎡	—
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎 500㎡未満	71千円／㎡	107千円／㎡	128千円／㎡
	500㎡以上 (附帯設備を除く。)	67千円／㎡	102千円／㎡	123千円／㎡
	尿貯留施設 1,000㎡未満	55千円／㎡	83千円／㎡	100千円／㎡
	1,000㎡以上 (附帯設備を除く。)	26千円／㎡	40千円／㎡	48千円／㎡
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	10千円／㎡	16千円／㎡	19千円／㎡
	飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く。)	79千円／㎡	119千円／㎡	142千円／㎡
	飼料調製施設 (附帯設備を除く。)	69千円／㎡	105千円／㎡	126千円／㎡

注：施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費、特認事業費及び特例事業費の上限を算定する際の対象としない。

第8 事業の実施等

要綱第7の1の畜産局長が別に定める事業ごとの具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、あらかじめ事業実施計画を別記様式第1号により作成し、畜産クラスター計画と併せて、原則として市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合には、事業実施主体は市町村長を経由せずに都道府県知事に事業実施計画を提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画及び畜産クラスター計画の写しを提出するものとする。

- (2) (1)による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)による提出のあった事業実施計画及び畜産クラスター計画について、本要領別添1の基準により総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画書について、都道府県事業実施計画を別記様式第2号により取りまとめ、畜産クラスター計画の写しと併せて地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の承認に当たり、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し公平性の確保に努めるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(3)の承認を行った場合には、承認した都道府県事業実施計画の写しを添付し、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）及び基金管理団体に報告するものとする。
- (6) 都道府県知事は、(3)の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。
- (7) 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより交付申請書を提出するものとする。
- (8) 基金管理団体は、(7)の申請書の提出があった場合において、地方農政局長等が承認した計画と照合・確認し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、都道府県知事に補助金交付決定の通知を行うものとする。また、基金管理団体は、都道府県知事への通知内容について、遅滞なく畜産局長及びその都道府県を管轄する地方農政局長等に報告するものとする。
- (9) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、当該事業に係る実績について都道府県知事に報告するものとする。
- (10) 都道府県知事は、事業実施主体から報告のあった事業実績について確認の上、適当であると判断される場合は、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより、遅滞なく事業実績報告書を基金管理団体及びその都道府県を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。
- (11) 地方農政局長等は、(10)の事業実績報告書の提出があった場合には、実績報告書等の書類の審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成

果が承認した都道府県事業実施計画の内容に適合すること及び補助対象事業費が適切に算定されていることを確認の上、適当であると判断したときには、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより、基金管理団体に通知するものとする。

- (12) 基金管理団体は、(11)の地方農政局長等からの通知及び(10)の都道府県知事からの事業実績報告書の内容を確認し、都道府県に補助金を支出するものとする。

なお、都道府県知事から、業務方法書に定めるところにより、補助金の概算払請求書の提出があった場合には、当該概算払請求書の内容を確認し、補助金を支出できるものとし、基金管理団体は、都道府県への補助金の支出に当たり、必要に応じてその都道府県を管轄する地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

- (13) 都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が要綱及び本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、基金管理団体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。

- (14) 事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、(1)から(8)までに準ずる。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 事業実施主体又は取組主体の変更

エ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

オ 補助金の増又は30%を超える減

カ 成果目標の変更

キ 事業の完了年度の変更

- (15) 本事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (16) 事業の事務手続等

本事業の事務手続や補助対象経費については、本要領に定めるところによるほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事務および補助対象事業費の取扱いについて(平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知)に定めるところによるものとする。

2 複数年度にわたり実施する事業に関する手続

- (1) 事業実施主体は、2年を上限として複数年度にわたる事業実施計画を事業を実施する年度ごとに作成し、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から複数年度分の事業実施計画の提出があった場合には、その妥当性を確認し、適切と認める範囲において、都道府県事業実施計画として地方農政局長等に承認の申請を行うことができるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から(2)により提出のあった場合には、その内

容を審査・確認の上、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が確実と見込まれる場合には、複数年度にわたる都道府県事業実施計画の全部又は一部を承認することができるものとする。

- (4) (3) による複数年度分の事業実施計画の承認を受けた都道府県知事は、1の(9)の事業実績報告により、年度ごとの事業実施計画に重要な変更がないこと及び事業が計画どおりに実施されていること等を確認し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) (4) による都道府県知事の報告を受けた地方農政局長等は、その内容を確認し、必要に応じて指導等を行うとともに、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が見込まれない場合には、事業実施計画の承認の取消等を行うことができるものとする。
- (6) (1) から (3) までにより承認された事業実施計画に係る補助金の交付手続については、原則として毎年度行うものとする。

3 費用対効果分析

要綱第7の4の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」(令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

第9 事業の評価

- 1 要綱第35の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第3号により、目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第4号により、同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。なお、地方農政局長等は、報告のあった内容の評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度の評価を行うとともに、その結果を畜産局長及び基金管理団体に通知するものとする。

成果目標の達成度の評価に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

- 2 第11の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

ただし、次に掲げるア又はイに該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、1の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、第8の1の(14)のイに係る手続に準じて行うものと

する。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、第8の1の(10)の基金管理団体への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

1 畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

2 基金管理団体は、事業実施主体及び取組主体等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

(1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。)による売電を行わないこと。なお、取組主体が再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電したことが判明した場合には、都道府県知事は、事業実施主体等に指示を行い、当該施設の整備に係る補助金の全部又は一部について、基金管理団体に速やかに返納させるものとする。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第4の2の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主

体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第15 肉用牛・酪農重点化枠その他に係る特例

第1から第14までに定めるほか、肉用牛・酪農重点化枠として実施する場合、中山間地域優先枠として実施する場合、輸出拡大優先枠として実施する場合、飼料増産優先枠として実施する場合、令和6年能登半島地震対策として実施する場合、令和8年熊本地震対策として実施する場合及び新規就農優先枠として実施する場合の特例については、別添3から別添5まで、別添7及び別添8のとおりとする。

第16 都道府県による経費の一部補助

都道府県知事は、中心的な経営体等が行う第1の1の施設等の整備及び同2の家畜導入の取組に対し、これに要する経費の一部の補助を行うことができるものとする。

この場合における技術的読替えは別表2のとおりとし、第8の1の（7）から（12）まで及び第11の2の規定は、適用しない。

別表 1 (第 1 関係)

区分	補助対象基準	補助率
1 施設等の整備	施設等の整備に当たっては、生産効率の改善により、単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること又は労働時間等が低減することを要するものとする。	
(1) 家畜飼養管理施設	1 施設等の整備にあつては、次に留意することとする。 ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。 イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。 2 整備する施設等は、家畜の種類ごとに次のとおりとする。 ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等 イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等 ウ 養豚 繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等 エ 養鶏 ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等 オ 馬、めん山羊その他 馬及びめん山羊その他を飼養するための施設等 カ アからオまでの施設と一体的に整備する設備 3 2の搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎を整備する取組主体等は、事業実施前年度において、次に掲げるアに定める飼料作物作付延べ面積を、イに定める飼養頭数で除して得た面積が、ウに定める基準面積以上の水準であり、第6の1で定める目標年度までの期間を通じて当該水準を満たすことが見込まれる	1 / 2 以内

	こと（以下「飼料作付要件」という。）を要するものとする。 ただし、事業実施前年度において、当該水準を満たす実績を有していない場合、又はア若しくはイの増減により目標年度に当該水準を満たすことが見込まれない場合にあっては、取組主体等は目標年度までに当該水準を満たすための具体的な計画を作成することで、これに代えることができるものとする。この場合にあっては、事業実施主体は、第9の1に定める事業評価の報告時に、取組主体等における計画の達成状況を報告することを要する。 ア 次の（ア）及び（イ）の合計とする。 （ア）取組主体等において、飼料作物が作付された面積（単年性の飼料作物を二期作、二毛作又は多毛作で作付けする場合は、それぞれの飼料作付面積の合計） （イ）国産飼料購入量（契約書等で購入期間、作物種、数量等が確認できるものに限る。）を、作物種ごとの単収で割り戻した面積 イ 満24か月齢以上の乳用種の雌牛の頭数をいう。 ウ 北海道においては 40 アール、都府県においては 10 アールとする。 4 都府県においては、第6の1で定める目標年度までに、給与飼料全体に占める国産飼料の割合を現状値+10%以上となるよう増加させるための具体的な計画を立てることで、飼料作付要件に代えることができるものとする。この場合にあっては、事業実施主体は、第9の1に定める事業評価の報告時に、取組主体等における計画の達成状況を報告することを要する。 5 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。 ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。 イ 給餌、ほ乳、放飼、家畜排せつ物の搬出、消毒等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わる設備であること。 6 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟と	
--	--	--

	して整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。 ア 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその他の土地に整備することができるものとする。 イ 規模等 (ア) 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分8㎡×管理人等数（ただし、40㎡以内とする。）＋10㎡×管理人等数 (イ) (ア) の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭羽数及び飼養形態からみて必要最小限とする。	
(2) 家畜排せつ物処理施設	1 施設等の整備に当たっては、次の要件の全てを満たすこととする。 ア 整備する施設等は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 イ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。 ウ 污水处理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。 エ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。 オ 整備する施設は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要	1 / 2 以内

	する施設として利用しないこと。 2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設、敷料保管庫等 イ 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等 ウ 脱臭施設 エ アからウの施設と一体的に整備する設備 4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当することを要するものとする。 ア 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。 イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。 ウ 汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。 エ 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。 5 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための再生可能エネルギー発電設備は、補助の対象外とする。	
(3) 自給飼料 関連施設	1 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。 2 整備する施設等は、次のとおりとする。	1 / 2 以内

	自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等及びこれら施設と一体的に整備する設備 3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。 ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。 イ 粉砕、混合、調製等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。 4 施設用地の造成整備を含む。	
(4) 畜産物加工、展示・販売施設	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の製造に要する施設 イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の展示・販売施設 ウ ア及びイの施設と一体的に整備する設備 2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の構成員が生産した高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めることを要する。 3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。 ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であること。 イ 畜産物の加工、販売に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わる設備であること。	1 / 2 以内
(5) 施設の補改修	1 補改修できる施設等は、本表の区分の欄の 1 の(1)から(4)までに掲げる施設とし、補改修に当たっては補助対象基準の欄の当該各号に掲げる規定に準ずるものとする。 2 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすこ	1 / 2 以内

	とを要するものとする。 ア 原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること イ 補改修の場合は、次のいずれかに該当すること (ア) 家畜の飼養方法や飼料の生産方法等の改善による省力化や機能の向上等に資するものであること (イ) 経営の転換等を行うことにより収益性の向上に資する用途の変更を伴うものであること	
2 家畜の導入	1 本事業の対象となる家畜は、畜産物を生産するために飼養されている家畜とし、愛玩動物、狩猟動物、実験動物、展示用動物、競走用動物、医薬品生産用動物等は除くものとする。 2 本事業の対象となる家畜の頭数は、50頭を上限とする。 3 家畜の導入に当たっては、次の要件を満たすことを要するものとする。 ア 家畜の貸付期間 原則として、5年以内とする。 イ 導入対象となる家畜の種類等 (ア) 肉用繁殖雌牛 おおむね8か月以上72か月未満の月齢の繁殖に供する雌牛であって、登録牛であること (イ) 乳用牛 48か月未満の月齢の登録牛又はその娘牛であって、繁殖に供する雌牛であること (ウ) 繁殖母豚 3か月以上12か月以内の月齢の繁殖に供する雌豚であって、登録豚であること 4 導入する家畜は、原則として、本表の区分の欄の1の(1)又は(5)により整備又は補改修した施設において飼養するものに限るものとする。 5 家畜の導入は、次のいずれかの方法によるものとする。 ア 家畜市場における購入 イ 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会による、市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入	1 / 2 以内 (ただし、妊娠牛については27.5万円／頭以内、繁殖に供する雌牛については17.5万円／頭以内、繁殖に供する雌豚については4万円／頭以内とする。)

	6 家畜導入に要する補助対象経費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。	
--	--	--

別表 2（第16関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 8 の 1 の（5）	農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）及び基金管理団体に	農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に
第 8 の 1 の（13）	基金管理団体に	国に
第 8 の 1 の（14）	（1）から（8）まで	（1）から（6）まで
第 8 の 1 の（14）	キ 事業の完了年度の変更	キ 事業の完了年度の変更 なお、財政法（昭和22年法律第34号）第43条第1項による歳出予算繰越の承認があった場合は、キに係る承認を受けたものと見なす。
第 9 の 1	畜産局長及び基金管理団体に	畜産局長に
第10	第 8 の 1 の（10）の基金管理団体への	要綱第22に基づく地方農政局長等への
第12の 1 の（2）	基金管理団体に	国に

別記様式第1号（第8の1の（1）関係）

番
年 月 号
日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者名

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業のうち収益性向上対策）
実施計画の（変更）承認申請について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙1－1の第8の1の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

（注1）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

（注2）複数年度にわたる事業計画の場合は、各年度ごとに事業実施計画書を作成すること。

注 肉用牛・酪農重点化枠、飼料増産優先枠、新規就農優先枠、中山間地域優先枠、輸出拡大優先枠、令和6年度能登半島地震対策又は令和8年度熊本地震対策に係る計画の場合には、(※)内にそれぞれ「重点化枠」、「飼料増産優先枠」、「新規就農優先枠」、「中山間地域優先枠」、「輸出拡大優先枠」、「令和6年度能登半島地震対策」又は「令和8年度熊本地震対策」と記載すること。

1 事業計画総括表

- (1) 事業実施主体名:
- (2) 畜産クラスター計画の名称:
- (3) 畜産クラスター計画の都道府県認定年月日:
- (4) 取組主体毎の取組及び事業費等

No	市町村・地区名	取組主体名	クラスター計画における取組の位置づけ (注1)	テーマ (注2)	経営区分 (注3)	畜種区分 (注4)	施設整備等(概要)	総事業費 (円)					備考 (注5)
									補助金 (円)	事業実施主体 (円)	取組主体 (円)	その他 (円)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
合計													

注1:クラスター計画における取組のうち、本事業に関係する取組の記載箇所(番号等)を記載すること。

注2:クラスター計画における重点テーマ及び付随テーマのうち、本事業に関係するテーマを記載すること。

注3:取組主体の経営別(市町村、公社、農協、畜産経営、受託組織 等)を記載すること。

注4:飼養する家畜の区分(酪農、肉用牛繁殖、肥育、一貫、養豚、採卵鶏、肉用鶏 等)及び品種・種別(ホル、黒毛、F1 等)を記載すること。

注5:仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記載すること。

2 クラスター計画における目標

テーマ (注1)	目標 (注2)	現状 (●年度)	最終目標 (■年度)(注3)	増減 (増減率)

注1:クラスター計画における重点テーマ及び付随テーマを記載すること。

注2:クラスター計画に記載された具体的な目標(重点テーマに係るKPI等)を記載すること。

注3:最終目標年度は施設整備した年度から6年以内に設定すること。(取組の内容毎に異なる場合は、分けて記載すること。)

※別添として、取組主体（取組主体が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者）ごとに次の事項を記載し添付するものとする。

- (1) 取組主体名(法人化予定の場合は予定時期等)：
借受者(新規就農者の場合は年齢及び後継者の有無)：

(2) 経営概要

【現行(○年○月末現在)】

経営形態：	飼養方式：	労働者数：	(うち常時雇用者数：)	飼養頭数：	(頭数内訳)	飼養施設容量：
飼料面積：	放牧面積：	飼料自給率：	堆肥化手法：	堆肥利用方法：		
		(国産飼料割合)				

【事業実施後(○年○月)】

経営形態：	飼養方式：	労働者数：	(うち常時雇用者数：)	飼養頭数：	(頭数内訳)	飼養施設容量：
飼料面積：	放牧面積：	飼料自給率：	堆肥化手法：	堆肥利用方法：		
		(国産飼料割合)				

【経営概要(新規就農者の場合は研修の状況等)】

【生産効率向上に係る取組概要】

【生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制】

【経営継承に係る取組概要(新規就農優先枠において、別添8の第2の3の取組を実施する場合)】

【経営継承を円滑に行うための協議会の支援体制】

- (3) 取組主体(借受者及び経営継承者)の現状、クラスター計画における役割

- (4) (3)の役割を果たすための課題及び対応方針(施設整備の内容、利用計画)

(5) 施設等の整備の内容

No	施設等の種類・内容	仕様・規模等	事業費(円)	単価 (／㎡、頭)	負担区分(円)			補助率	しゅん工予定又は完了年月日	備考	補助残融資担保 (該当に○)
					国費	自己資金	その他				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
小計											
消費税											
合計											

テーマ	取組要件及び成果目標	成果目標等の計画		成果目標の検証方法	畜産経営体所得 向上効果	費用対効果 分析結果
		現状 (●年度)	目標(※3) (■年度)			
	生産効率の改善(※1)	◎◎	□□			
	収益性の向上効果(※2)	●●	◆◆			

整備予定場所:(住所)

(6) 補助残融資担保((5)の補助残融資担保に該当する施設について記載)

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他

(7) 配合飼料価格安定制度への加入状況 ☐ (事業実施年度における加入状況を確認した場合は左記☐にレ点を記入してください。)

(8) 個人情報の取扱いの確認

私は、以下の「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について合意いたします。 ☐ (以下の個人情報の取扱いについてお読みになり、その内容に同意する場合は左記の☐にレ点を必ず記入して下さい。)

個人情報の取扱い
農林水産省、都道府県、市町村、畜産クラスター協議会は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の実施に際して得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、農林水産省、都道府県、市町村、畜産クラスター協議会は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、本計画書に記載された内容を、関係機関に必要最小限度内で提供する場合があります。

(注) 本様式は、取組主体ごとに作成するものとし、取組主体が複数の者に施設等を貸し付ける場合(新規就農者等へ貸し付ける離農農場の補改修等)には、借受者ごとに記載するものとする。

上段のNoと下段のNoを対応させ、同一の施設の内容を記載すること。

「テーマ」の欄には、クラスター計画に記載している重点テーマ及び付随テーマのうち、取り組むテーマを記載すること(複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記載)。

「取組要件及び成果目標」の欄について、「生産効率の改善」については、(※1)内に取り組む指標(1頭当たり年間生乳出荷量、1頭当たり年間子牛出荷頭数、1頭当たり年間肉豚出荷頭数、1,000羽当たり年間鶏卵出荷量、1,000羽当たり年間肉用鶏出荷羽数、10a当たりの粗飼料生産量等)を記載し、「収益性の向上効果」については、(※2)内に「単位頭羽数当たり販売額の増加」、「生産コストの削減」又は「農業所得又は営業利益の増加」から該当するものを記載し、目標等(※3)は、事業実施年度の翌年度から5年を超えない範囲内で畜産クラスター協議会が定める成果目標の達成年度とすること。

「施設等の種類・内容」、「仕様、規模」については、実施要領別紙1－1の別表1に掲げる区分及び整備する各施設の内容について記載すること。

「備考」には、整備施設の区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち補助金〇〇〇円」)を記載すること。

取組主体(借受者)の定款、各種規約(取組主体が農協等の場合は農業経営規程)、総会資料等、取組主体等の構成、活動内容が分かる資料、整備施設に係る設計書、事業費算出の基礎となる事業明細書、家畜排せつ物処理施設利用計画、費用対効果分析、共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)等を取組内容等に応じて添付すること。

ただし、過去に本事業を実施したことがある事業実施主体又は取組主体である場合にあっては、事業実施主体の規約等、取組主体(借受者)の定款、各種規約(取組主体が農協等の場合は農業経営規程)、総会資料等、取組主体等の構成及び活動内容が分かる資料については、過去に本事業を実施した際に提出したものから変更がないときには、これら資料について変更がないことを、共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)については、加入を予定している共済又は保険等の概要を、それぞれ畜産クラスター協議会が確認した旨の報告書を提出することで、これら資料の添付に代えることができる。

配合飼料価格安定制度への加入状況の確認については、協議会が事業実施年度における同制度の数量契約書の写しにより行うこととするが、事業実施計画の承認申請時点で加入契約が未了の場合は、共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)に準じて作成した誓約書の提出をもって確認することとし、事業実績報告の際に改めて加入状況を確認することとする(添付は不要)。

(参考様式)

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
住 所
代表者名

当社は、施設の利用開始時まで、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)に加入することを誓約します。

記

1 施設等の概要

- (1)補助事業名及び実施年度
- (2)助成対象者名
- (3)施設等の名称
- (4)施設等の所在地
- (5)施設等の構造及び規格、規模等
- (6)総事業費(うち国庫補助金等)

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- (1)共済又は保険等名(契約予定の機関又は保険会社)
- (2)加入時期
- (3)共済又は保険等の期間

別記様式第2号（第8の1の（3）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業都道府県実施計画の（変更）
承認申請について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生
畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙1－1の第8の1の（3）に基づき、関係
書類を添えて（変更）承認を申請する。

（注） 関係書類として、別添の都道府県実施計画総括表等を添付すること。

都道府県事業実施計画総括表

総括表

(都道府県名：)
(対策名：収益性向上対策)

(1) 事業費

番号	市町村名	事業実施主体名	取組主体名 (借受者名)	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了 年月日	備考
								補助金	都道府 県 費	市町村 費	その他		
事業費計													
附帯事務費													
計													

- (注) 1 「取組内容」の欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。
2 「対象作物・畜種名等」の欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
3 「事業内容」の欄には、要綱別表1に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記載すること。
4 各番号に対応する別記様式第1号別添を添付すること。
5 整備した施設の貸付けをする場合には、「取組主体名」の欄に、取組主体名及び借受者名を記載すること。

(2) 附帶事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		補助金	都道府県費	その他	
	円	円	円	円	円
合 計					

(注) 1 「事業内容」の欄には、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 「事業費」の欄及び「負担区分」の欄には、「事業内容」欄の経費ごとに金額を記入すること。

個別表

番号	市町村名	事業実施主体名	達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値							備考
			テーマ	成果目標	現状値	目標値	増減率等	成果目標の考え方	成果目標の検証方法	
					(●年)	(■年)				

- (注) 1 「番号」の欄には、総括表と同様の番号を記載すること。
- 2 「テーマ」の欄には、事業実施主体が事業の実施により期待される効果を全て記載すること。
- 3 「成果目標」の欄には、「テーマ」の欄に記載した効果ごとに検証するための指標を記載すること。
- 4 「成果目標の考え方」の欄には、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
- 5 「成果目標の検証方法」の欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的に検証を行う手法（方法）について記載すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体
代 表 者 名

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業成果報告書（評価報告書）
（ 年度）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙1－1の第9の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注） 別添の成果報告書を添付すること。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(施設整備事業のうち収益性向上対策)成果報告書

事業実施年度(目標年度)

年度 (年度)

都道府県・市町村名

畜産クラスター協議会(事業実施主体)名:
代表者名

1 取組及び事業費等

番号	取組主体名 (借受者名)	対象品目・畜種名等	事業内容			事業費(円)	負担区分(円)				しゅん功又は完了年月日	備考
			施設等の名称	工種・構造、面積等	能力・処理量		補助金	都道府県費	市町村費	その他		
計												

2 成果目標の達成状況(取組主体ごとに記入する)

取組主体名(借受主体名): ()

番号	取組の効果	取組の指標	計画時 (○年)	1年後 (△年)	2年後 (□年)	3年後 (◇年)	4年後 (■年)	目標年 (●年)		目標値 (●年)	達成率	備考
								実績値	補正值			

(注)1: 事業実施年度から目標年度までの間の数値を記載し、使用しない欄は空欄とすること。

2: 番号は、「1 取組と事業費等」と合わせること。

3: テーマおよび成果目標は、事業実施計画に準じて記入すること。

4: 達成率は、報告年における値を記載すること(達成率:(当該年度の実績値(補正值)－計画時の現状値)／(計画時の成果目標数値－計画時の現状値))

3 外的要因を排除するための価格補正の内容

--

(注)目標年における実績値から補正值を算出した価格補正の方法を、具体的に記載すること。

4 当該年度の取組の総合評価

--

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

6 事業評価報告(目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載)

(1) 成果目標の達成状況

--

(2) 事業実施後の課題

--

(注) 成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策(改善の必要がある場合に記載)

--

(注) 成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

(注) 1 成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

2: 各効果の値とその根拠資料も添付すること。

別記様式第4号（第9の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事
氏 名

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業成果報告書（評価報告書）
（〇〇年度）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生
畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙1－1の第9の1に基づき、別添のとおり
報告する。

（注） 別添として、都道府県事業成果報告書を添付すること。

[illegible][illegible]

(注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業成果報告書を添付すること。
2 「事業実施後の状況」の「目標年」の「補正值」の欄には、価格補正後の値を記載すること。
3 達成率は、報告年における値を記載すること。(達成率: (当該年度の実績値(補正值) - 計画時の現状値) / (計画時の成果目標数値 - 計画時の現状値))
4 「価格補正の内容」の欄には、目標年における実績値から価格補正後の値を算出した方法を、具体的に記載すること。
5 「事業実施主体の評価」の欄と、「都道府県の評価」の欄には、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所感を記載すること。
6 「総合所見」の欄には、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記載すること。
7 「都道府県平均達成率」の欄には、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値を記載すること。
8 肉用牛・酪農重点化枠、飼料増産優先枠、新規就農優先枠、中山間地域優先枠、輸出拡大優先枠、令和6年度能登半島地震対策又は令和8年度熊本地震対策に該当する場合には、「優先枠等」の欄にそれぞれ「重点化枠」、「飼料増産優先枠」、「新規就農優先枠」、「中山間地域優先枠」、「輸出拡大優先枠」、「令和6年度能登半島地震対策」又は「令和8年度熊本地震対策」と記載すること。